

プラスチック製容器包装(その他プラ)の対象となるもの



このマークが目印です

ほとんどのプラスチック製容器包装にはこの識別マークがつけられています。分別の参考にしてください。(表示がないものもあります。)

◎資源ごみとして出すときの注意

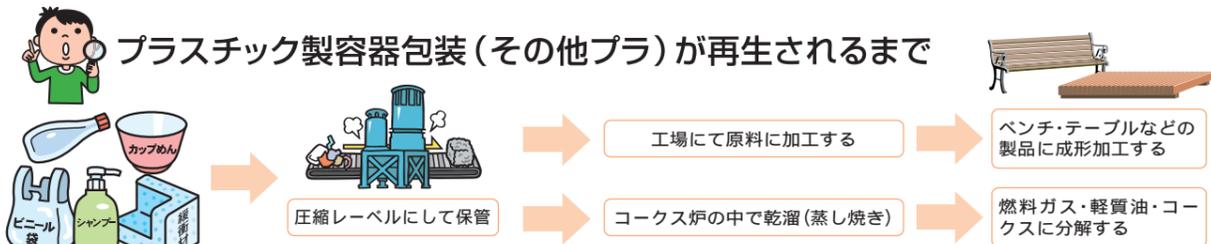
- ①中身を使い切って、水洗いしてください。(切っても構いません)
- ②プラスチック以外の材質は取り除いてください。

※白色トレイは右記の『その他プラ』とは分けて出してください。

※容器包装以外のプラスチック製品(パケツ、歯ブラシなど)、商品と一体になっているプラスチック容器(CDケースなど)は「もえるごみ」に出してください。

形状	対象になるもの(例)
箱(ケース)	玩具のケース、持ち帰り弁当箱、鶏卵パック、豆腐パック、化粧品のケース、目薬の携帯用ケース
ボトル	食用油・ソース・ドレッシングのボトル、洗剤容器、シャンプー・リンスの容器 ※ただし、しょうゆや酒用等のボトルはペットボトル
カップ	カップ麺の容器、プリン・ゼリー・ヨーグルトの容器、マーガリンの容器
色柄トレイ	鮮魚用・精肉用・惣菜用・青果用・和菓子用トレイ ※ただし、白色トレイは白色トレイのみで別途収集
チューブ	ねりわさび・からし等のチューブ、マヨネーズ、ケチャップのチューブ
袋	お菓子・パン等の袋、弁当・プリン等に付随するスプーンの袋、衣料品の袋、詰替用洗剤・シャンプー等の袋、レジ袋、精米袋
その他	ペットボトルの蓋、プリン等の蓋、鮮魚や精肉スライスのトレイに使われる吸水シートおよびラップ、電気製品の緩衝材、リンゴ・メロン等果物用緩衝材、みかん・タマネギ等のネット

プラスチック製容器包装(その他プラ)が再生されるまで



空き缶の対象となるもの

アルミ製容器

ジュース、お茶、ビールなどが入った缶および容器の栓、蓋、キャップなど



このマークが目印です

スチール製容器

ジュース、お茶、コーヒー、缶詰食品、海苔などが入った缶および容器の栓、蓋、キャップなど



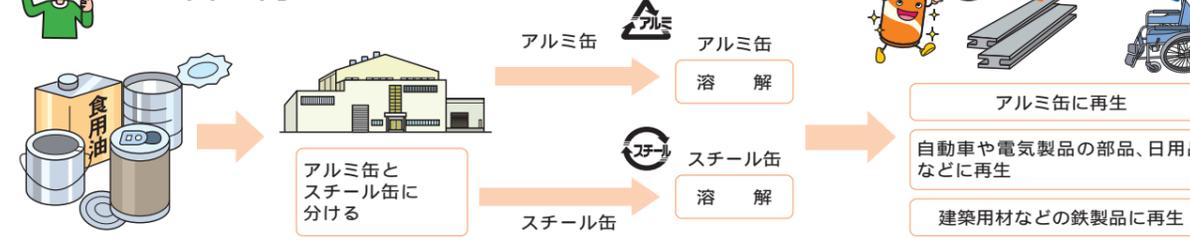
このマークが目印です

◎資源ごみとして出すときの注意

- ①中身を使い切って、水洗いを行ってください。
- ②アルミボトル缶のキャップも大切なアルミ資源です。ただし、キャップをしたままだと、作業中に事故が起こる原因にもなりますので、キャップを取って、缶と一緒に袋に入れてまとめて出してください。
- ③スプレー缶、カセットボンベは中身を使い切り、穴を開け、ガスを抜いて金属類の不燃物で出してください。また、穴開けを行う場合は、火気の無い風通しのよい屋外で行ってください。



空き缶が再生されるまで



その他紙製容器包装の対象になるもの



このマークが目印です

対象となるものは、紙でできている入れ物やつつみ、皿、蓋など商品と分けたときに必要なくなるものが対象になります。

対象になるもの(例)

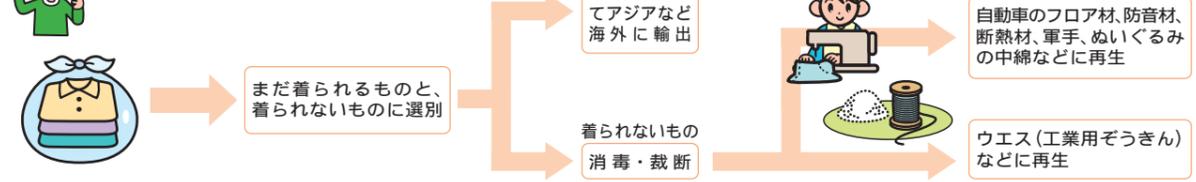
包装紙(デパートや小売店の包装紙)
紙袋(デパートや小売店の包装紙)
箱容器(お菓子の箱、おもちゃの箱)
台紙(クッションの役割をしている紙)



その他紙製容器包装や古紙(新聞・雑誌類・段ボール・牛乳パック)が再生されるまで



古着が再生されるまで



ペットボトルの対象となるもの



このマークが目印です

ペットボトル製容器

対象となるのは、清涼飲料・しょうゆ・酒類・乳飲料の入ったペットボトルに限られています。

清涼飲料水用	茶系飲料、炭酸飲料、スポーツドリンク、ミネラルウォーターなど
酒類用	焼酎、本みりん、洋酒、清酒などの容器
しょうゆ用	しょうゆの容器
乳飲料等用	ドリンクタイプのはっ酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料などの容器

◎資源ごみとして出すときの注意

- ①キャップを必ずはずしてください。キャップは資源ごみとして出してください。
- ②中身を使いきって、水洗いを行ってください。

絶対に混ぜないでください!

- ①たばこなど異物が入っているもの
 - ②薬品入れなどに再利用されたもの
 - ③工作に使用したもの
- 燃えるごみへ
- ※しょうゆ以外の調味料(ソースなど)、食用油用、本みりん風みりん用、洗剤・シャンプー・化粧品などの容器
- プラの資源ごみへ

ペットボトルが再生されるまで

